

議案第62号

関鍛冶伝承館条例の一部改正について

関鍛冶伝承館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年12月1日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

古式日本刀鍛錬の一般公開に係る見学料の規定の追加等をするため、この条例を定めようとする。

関鍛冶伝承館条例の一部を改正する条例

関鍛冶伝承館条例（平成14年関市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「（入館料等）」に改め、同条第1項中「あらかじめ次の表」を「別表第1」に改め、同項の表を削り、同条第3項中「入館料」を「入館料等」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「入館料」の次に「及び見学科（以下「入館料等」という。）」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 古式日本刀鍛錬の一般公開による鍛錬を見学しようとする者は、別表第2に定める見学科を納入しなければならない。

第7条第1項中「1,500円」を「別表第3に定める額」に改める。

附則の次に別表として次の3表を加える。

別表第1（第4条関係）

区分	常設展		特別展
	個人	団体（20人以上）	
大人	300円	250円	個人及び団体の入館料は、1,000円を限度として市長が別に定める額
高校生（15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者及びこれ以外の者で高等学校その他これに準ずる学校に在学するものをいう。以下同じ。）	200円	150円	
小人（小学生及び中学生をいう。以下同じ。）	100円	50円	

別表第2（第4条関係）

区分	金額
----	----

大人	300円
高校生	200円
小人	100円

別表第3（第7条関係）

施設名	金額
鍛錬場	1,500円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第4条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の入館に係る入館料の納入から適用し、同日前の入館に係る入館料の納入については、なお従前の例による。